

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和4年2月、業務委託の実施にあたり、適正な契約手続きを怠り、事業者に対して口頭により業務を発注し、履行させました。また、当該事業者から、複数回にわたり支払の督促をされていたにもかかわらず、必要な手続きをとらず、同年12月末まで委託料の支払いを遅延させました。

また、委託料の支払いに当たっては、当該業務委託について、上司に対して虚偽の説明をし、事業者から受領していた書類の日付を改ざんして、契約、支払手続きを行いました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
旭区	事務職員	40代	戒告

※本処分については、令和6年11月15日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- 係長級1名 市長口頭厳重注意
- 係長級1名 所属長口頭厳重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005